

米流通システム再編下における 米の先物取引制度確立の国民経済的意義

岸 本 裕 一

1. 本研究の課題と分析視角
2. CBOTでの取引の実態を踏まえた米先物取引制度の再設計
3. 價格安定制度か、先物市場開設か－米の建値のあり方論－
4. 自主流通米価格形成センターを中心とする取引制度の見直し論議

1. 本研究の課題と分析視角

1994年12月8日「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」(新食糧法)が第131回臨時国会で可決・成立した。ウルグアイ・ラウンド妥結後の、そして、1995年1月のWTO創設後のわが国の米経済のあり方をめぐる議論が盛んである。それがいわゆる規制緩和の一環であるという視点から総体として歓迎されてはいるものの、今回の1995年11月1日の新食糧法の施行は旧法の食糧管理法の「改正」などというなまやさしいものではなく、世界貿易機関(WTO)を設立するマラケッシュ協定への対応を行うため1994年12月8日に成立した全く新しい法律「新食糧法」に命の息が吹きかけられると同時に、戦後50年のわが国の食糧政策の根幹を形成してきた「食糧管理法」が葬り去られるという、まさにわが国の食糧政策に断絶的革命がもたらされたという認識を持つことが重要である。

さて、今回の米政策の大転換は、これまでの政府米を基幹に据えて政府が原則管理する米経済システムから、自主流通米を主体とする市場原理と民間流通とに制御される米経済システムへの転換である。旧法と新法との主な相違点のうち流通システムの視点から重要なものを挙げれば、

1. 食管法の下での政府米と自主流通米とを「計画流通米」と呼び替え、自由米(ヤミ米)を「計画外流通米」として公認する。
2. 年間150万トンの確保を基本とする備蓄の運営及びミニマム・アクセスの運用が、政府によって、政府米の操作を通じて行われる。
3. 多様な米流通経路が容認される。
4. 計画流通米の出荷取扱業及び販売業を行うものについて、指定・許可制から登録制となる。
5. 米の需給実勢が反映される適切な価格形成が図られる。

の5点に集約される。そして、さらに見逃してはならない点は、新食糧法は1995年から2000年までの米のミニアム・アクセスによる輸入が約束されている期間を照準に当てた暫定法的色彩が強いこと、また、政令等の改正によって、今後適宜法律の運用面での見直しが頻繁に行われると考えられていることである。

このような新食糧法のもとで、米の経済システムはどのような展開になっていくのかといえば、確実に、米の「価格破壊」と「流通革命」とが加速度的に進展していくこととなろう。たとえば、価格の動向について、自主流通米の入札取引結果からみても、今年5月と9月とを比較して主要銘柄で60キロ当たり800～1,000円の下落がみられ、不作見込みから一転して豊作に転じたこともあるものの11月以降の状況を先取りした相場展開になっているともいえなくもない。このような価格破壊的状況が若干の変動を伴いつつ長期的に続いているものとみられている。しかしその一方で、5月時点では新潟コシヒカリとして一括して入札されていたものが、魚沼のコシヒカリが9月には分離して入札されたが、こちらは逆に60キロ当たり約4,400円の上昇となり、品質の評価が直に表れた形となっている。つまり、価格・品質両面での競争の激化が予想されるのである。

また、米流通の多様化・弾力化による米の流通革命的状況の生成と、米流通の規制緩和をうけて、今後のチェーンストア業界として必要な対応を考えてみる。新食糧法下では農業者あるいは単位農協などと消費者との宅配などによる直接流通も認められるため、流通の弾力化によるメリットを実現するためには、米のPBの開発など独自の商品戦略が鍵となってくる。既にアメリカなどで日系某チェーンストアが展開しているように、独自に発掘した生産者と有力な卸売業者とを巻き込んだアメリカ産優良銘柄米のPBの事例は業界にとり1つの良き魁である。特定の大規模稻作経営や稻作法人さらには小さな単位でみた個別産地との契約栽培などにより、それぞれが米のPBを打ち出す。さらには、わが国のみならず外国の稻作経営や小産地を、21世紀に入ってからの米の関税化とPB戦略のボーダーレスな展開を見越して、取り込んでおくといった対応も一考されるにちがいない。

本研究では、そのような情勢の中で米の流通をめぐる問題、なかでも、わが国の米の取引・価格形成をめぐる問題を取り上げる。食糧管理法に替わる米麦をめぐる新しい法律である新食糧法の下での取引・価格形成の見直しと検討がなされる中で、その行き着く究極の米取引・価格形成の制度として米の先物市場の再創設をも視野に入れてわが国の米市場の国際化へ向けた対応を展望したい。すなわち、わが国が瑞穂の国あるいは米の国という風に主張したいのならば、米の国際価格の建値市場がわが国の国内に存在するのが望ましく、シカゴや上海にそのような役割を譲り渡すべきでなく、そのような観点からもわが国の大東京あるいは大阪に米の先物市場の開設がなされることが念頭されねばならない。そのための条件整備と制度的枠組みのありようを示して政策デザインの1試案として提示したい。

ところで、いわゆるわが国の米問題は、戦後50年の間連綿と続いてきた一連の農産物市場開放問題の最後に解決すべき問題として残された問題である。この米に関する外圧に端を発する国際間通商問題は完全に解決するまでには少なくとも2005年までは問題としてあり続け

るであろうことは、これまでの他の農産物の国際的通商問題（たとえば、牛肉、オレンジ）の例が問題の発生から解決に至るまでには約20年の歳月を要していることからも類推可能である。しかしながら、最後の解決までにはまだ幾分の時間があると言っても、来るべき米市場の完全開放の時代に備えて、政策装置と経済ルールの検討を今から着手する必要があるのであり、それへ向けた試案的検討結果を示しつつ、国際化時代に対応した米取引の経済ルールのありようを提示するのが本稿の目的である。

さて、1993年の米の凶作とそれに続く一連の「平成の米騒動」といわれたような米をめぐる様々な動き、さらには、ウルグアイ・ラウンド交渉の妥結に伴う米輸入に関するミニマム・アクセスの受諾などに呼応して、わが国における米の取引のあり方に関する多様な議論が巻き起こっている。その中で、米の先物取引をわが国において、復活させようという動きがある¹。たとえば、1994年春には、大阪自由米市場に、米の先物取引の基盤をつくる研究会が開かれたことは、画期的なことであった。しかし、この試みは、九州産早場米を取引対象とした先物取引の実施を検討するものであったが、実際には、需給の動向が読み切れないことや取引規約などで整備が不充分であったためまとまらず見送りとなった²。とはいものの、ここで議論された「先物取引」は、狭義の先物取引ではなくて、いわゆる先渡し取引であった。つまり、差金決済取引のできる商品取引所における先物取引ではなかった。あくまで、将来の一定時点で実物取引が行われる先渡し取引であったという点で、マスコミが大きな取り上げかたをしたほどには、先物業界では1つの話題程度におさまったようであった。

しかし、米の価格形成、あるいは取引制度の改善についての議論は、先物取引の導入をも含めて、現在多様な意見が出されている。たとえば、食管問題研究会（代表・梶井功東京農業大学教授）は、「食管制度改革の方向」を発表したが、この中でも「現行の自主流通米価格形成機構を抜本的に再編成し、公正かつ公開の取引場としての正米市場を開設し、あわせて先物市場の整備をめざす³。」と提案している。とはいえ、ここまで指摘ただけで、深くつっ込んだ理論的・実証的研究が背後にあってのことではない上、先物市場の整備の具体的な設計図が用意されていたわけではなかった。

ただ、松島正博氏がいち早く、米の先物取引市場の必要性を指摘されたのは、1986年9月のRMAの提訴によるいわゆる米問題生起以降において行われた業績として特筆すべきものがある⁴。このような例外を除いて、米の先物取引市場再創設に関わる研究が、わが国の米をめぐる研究環境から近年あまり現れてこず、ただ米先物取引についての経済史的研究がわずかに行われてきたにすぎない⁵。この事実には、米の先物取引についての一般的な認識が、大正時代に起きた米騒動などの米の相場の乱高下が民生の安定に繋がらなかったということによってあまり歓迎されるようなものとなっていないことによっていると思われる。

ところで、これまでの農業経済学者の大半が、先物取引に関する態度は、グットウィンのもので代表されるものである。すなわち、彼はその著の農産物価格論の大作をものにした、巻頭言において、「本書に先物取引の議論がないを奇異におもわれるかもしれないが、金融先物、鉱業品先物などを含む商品先物取引の研究領域があるので、本書で取り上げても余計

なことになってしまう。」という姿勢である。わが国においても、農産物価格論研究におけるこれと類似したスタンスを改め、先物取引を現物取引と併行して論じていく時代が、今、始まったといえよう。米については、なおさらこのような主張がなしえるところであり、厖大な経済史的研究を基礎とした理論的実証的研究が切望されているのである。

2. CBOTでの取引の実態を踏まえた米先物取引制度の再設計

CBOTでの取引の実態については、すでに、別稿⁷において詳しく述べているので再論は避ける。すでに決められているように、新食糧法においては、その第52条第2項において、「価格形成施設においては、商品取引所法（昭和25年法律第239号）第2条第6項各号に掲げる取引及びこれに類した取引を行ってはならない。」と記され、いわゆる先物取引の禁止が謳われた。このような決定は国際化時代に対応した米取引の経済ルールとして先物取引を導入して、国際的評価に耐えうる米の市場システムを確立するという方向性とは一面において逆行するものであるということができる。

しかし、米の市場の国際化に対応し得るためにには先物市場の再創設は必須の要件であるだろう。CBOTの事例を基礎にわが国での条件整備について前向きに検討していく必要がある。そこで本節では、CBOTにおける米取引の実態を踏まえてわが国に米の先物取引制度が再創設される場合の商品取引所の組織運営、とりわけ、米の先物取引の取引条件について検討してみよう。

まず、取引単位は、シカゴに近づけて100トンとするのが妥当であろうが、50トンという場合もあり得る。上場される米は、ある種の指標性のあるものでなければならぬので、自主流通米の入札取引で最高指標価格に採用されている新潟コシヒカリ等が適当であろう。呼び値の単位は1トン当たり100円、倍率は自ずと100倍または50倍、限月は、1年以内の各奇数月の6限月制とする。新甫発会日は、納会日の翌営業日（偶数月の第1営業日）、納会日は各限月の2ヶ月前の最終営業日とする。立会時間は前場2節、後場3節ぐらいが適当であろう。その他、値幅制限については、どれほどの値動きを許容するのかによって、また委託本証拠金や委託手数料については、参入の容易さをどの程度とするのかなどによって決められるであろう。

このように考えてきた先物取引であるが、上場に至るには価格の変動の程度をどの程度受け入れるかが問題となる。ソフト・ランディングの状況をもたらすためには、日本の国産米の内外価格差がある程度縮小されるまでは、むしろ、時期を待つ方が良いとも考えられる。そこでつぎの議論となる。

3. 価格安定制度か、先物市場開設か－米の建値のあり方論－

これまでのわが国の農作物の建値については、(1)大半の農作物にみられるように、卸売市

場で自由に取引が行われるもの（生鮮農水産物）、(2)価格安定制度によって政策的制御がなされるもの（牛肉、豚肉など）、(3)かつての米のように一定価格によって買い上げられるもの、(4)先物市場によるもの（輸入大豆、トウモロコシ、小豆）などによっている。

さて、国際化時代の米取引の経済ルールの策定にあたっては、米に関する政策目標を何に置くのかという重心の置き具合が重要である。すなわち、価格の安定という政策目標と内外価格差の縮小という政策目標とのどちらに重心を置くかという問題である。

ところで、自主流通米の建値が今度の新食糧法下では、自主流通米価格形成センターで値幅制限が緩和される。しかし、価格の安定と需給の均衡が政策目標から消えたわけではない。さりとて、牛肉の時のように明確な形で価格安定制度を導入するなどと言う明言も避けている。そのうえで、あくまで価格安定の重視は変わっていないといえる。

もしも米について、現行の牛肉価格安定制度のような、安定中心価格を目標値とし、その上下に価格変動の許容偏差領域の境界をそれぞれ安定上位価格、安定基準価格として、この安定価格帯維持政策を遂行していくとする場合に、必要な情報は何か、また、政策主体の行動様式はどうであるべきかを明らかにする必要がある。

ところが、吉田十一氏の指摘を待つまでもなく、現行の一連の「安定価格帯維持政策⁸」は、理念どおりにうまく機能してきたとはいがたい。しかし、米は貯蔵能性が農産物のなかでは高いほうであり、また、国際市場での調達も現在のところかなり行いやすいということから、ミニアム・アクセスの程度の量ならば国際米市場を攪乱すると案じる必要はない。

かつて筆者は、牛肉の価格安定制度を理念どおりに機能させるための政策主体の得なければならない必要な最小限の市場情報は何であり、その際に政策主体がとるべき行動様式はどのようなものであるのかを政策シミュレーションによって明らかにした⁹。

このような経験を踏まえて、米市場安定化政策のシミュレーション分析を行い、より実効性のある政策モデルを提示するのがつぎなる課題として見えてくるのである。

4. 自主流通米価格形成センターを中心とする取引制度の見直し論議

新食糧法による新制度における自主流通米の取引・価格形成は、需給と価格の安定を図りながら、産地・品種・銘柄ごとの需給実勢や品質評価がより的確に反映されるシステムとする必要がある。そのため、自主流通米価格形成センターの新制度における入札取引の検討課題が山積みしている。それらを大別すれば、センターの業務に関する課題とセンターの組織運営に関する課題となる。センターの業務に関する課題は、主として入札の仕組みと代金決済などの業務のありように関わるもので、新制度の機能を決定づけるものである。そこでは、基準価格・値幅制限の設定、入札販売対象銘柄とその数量、入札の実施回数と時期、入札参加者の要件などが検討事項となっている¹⁰。

しかし、これらはすべて1995年の11月まで流動的であったが、同11月新食糧法施行の後も、米の先物取引に関する制度面ではなにも決定的に斬新なものはないというのが現状である。

そこで次のような結論となる。

新食糧法下ではいわゆる先物取引が禁止されてしまい、また、米の内外価格差の是正がまずは段階的になされて行かねばならず、価格の安定が重要な政策目標である間は、当面は米の価格安定政策的な色彩の濃い政策体系が採用されていくことになるだろう。その上で、2005年から2010年の間に訪れる本当の意味での国際化し、そして開放された米市場となる日に備えて、条件整備とその経済ルールの確立を行っていくというソフト・ランディング・パスが見通されてくるのである。

さらに、踏み込んだ米に関する制度的展開の展望を示せば次のようになるだろう¹¹。米の自由化の問題は、1986年9月にアメリカ通商代表部（USTR）にRMA（Rice Millers' Association）が「日本の米の輸入に関する禁止措置は不公正な貿易慣行であり、このような措置を温存している日本政府に対して通商法スーパー301条に基づいて制裁措置を発動すべきである。」として提訴をしたことに始まる。この時点に端を発した米の自由化問題は、その後自由化の是非をめぐる論争の時代へと進んでいくのである。この時代を米の完全自由化へ向けての第1段階ということができ、1995年11月1日の新食糧法の施行の日まで続くのである。続く時代は第2段階で、ミニマム・アクセスの時代ということのできる時代へ突入している。この時代は、見方を変えれば国内米生産者を依然として保護するために海外からの米輸入にミニマム・アクセスといういわば数量規制を設けている時代である。次なる第3段階は、数量制限を撤廃して米の関税を調整することで米の輸入量を調整する段階で、関税化の時代と呼ぶことができるであろう。そしてその後に、現行の新食糧法の抜本的全面改正あるいは新法の制定があって、米の完全自由化を前提とした法体系ができあがり、その後わが国独特の経過措置期間を5ないし10年経た後、2010年から2015年の間のしかるべき時期に第4段階の米完全自由化の時代へと展開していくものと考えられるのである。このような中で、国際的に連動性を保持しつつ需給実勢を反映するわが国の米の建値市場としての、米の商品取引市場の再創設が緊要の課題として浮上してくることは明らかのことであり、その時代に備えて、歴史研究などという現状分析の伴わないものではなく、実効性のある米先物市場研究が必要とされるのであり、その時を展望した地道な研究上の取り組みにこそ来るべき時代に良き備えとなる指針が提示されることであろう。

そこで、筆者の抱いているところの、わが国の米の商品先物市場のもつべき第1の機能は、わが国のジャボニカ米の国際的価格すう勢を視野に入れた安定的な価格形成機能である。そして、次なるものはヘッジ機能であり、そして、諸々の機能のつづいて最後に投機を通じたファイナンシャル・ゲインと資産運用の機能であると考える。これには先物業界からは異論のあるところであろうが、わが国の米の取引史の勉強をすれば、大正の米騒動などを考えるにつけ、このような序列となるであろう。

上記の問題意識からすると、価格高騰期の冷し玉の重要性が指摘されることであり、その際にはオーストラリアの米がわが国の端境期に重要となってくることから、註12のような研究も始めていることを記して結びとしたい。

【註】

- ¹ たとえば、サンケイ新聞、1994年5月14日朝刊、1面の報道。
- ² たとえば、朝日新聞、1994年5月28日朝刊、11面の報道。
- ³ 『米と流通』編集部「食管問題研究会が抜本的改革提言」『米と流通』第19巻7号、1994年、8-11頁。
- ⁴ 松島正博「「価格形成の場」のあり方について」『自主流通米の現状と「価格形成の場」』補章、(財)農政調査委員会、100頁以下、1989年。
- ⁵ たとえば、杉江雅彦「コメの流通政策と先物市場制度・その歴史から何を学ぶか」『商品先物市場』第18巻9号、2-5頁、1994年。
- ⁶ Goodwin, J. W., Agricultural Price Analysis and Forecasting, John Wiley & Sons, Inc., 1994, p 8.
- ⁷ 抽稿「国際化時代に対応する米取引の経済ルールづくりと米先物市場再創設の可能性」『桃山学院大学経済経営論集』第37巻第2号、1-11頁を参照。
- ⁸ 吉田十一「農産物価格安定政策の再検討」『農業経済研究』第50巻、1号、1978年、1-11頁。
- ⁹ 抽著『牛肉経済論』、中央畜産会、1982年、340頁以下。
- ¹⁰ 食糧庁による。
- ¹¹ 抽稿「食糧管理法の廃止と新食糧法の施行」『Chain Store Age』第26巻第23号、1995年、36頁以下。
- ¹² 岸本裕一、白川雄三「米価格形成における冷やし玉としてみたオーストラリア米の生産と流通」『商品先物市場』第22巻、第10号、1998年、40-41頁。

この論文は、1993年12月から1994年11月を研究期間として執筆されたものです。なお、1998年に加筆されています。(発行者注)